みやぎけんりつこまつしましえんがっこうどうそうかい かいそくあん 宮城県立小松島支援学校同窓会 会則案

第1章 総則

第1条 目的及び設置

- 1 会員相互の緊密な連携と親睦を図り、合わせて子弟の福祉の向上に寄与することを旨的とし、 みゃぎけんりっこまっしましぇんがっこう。そっぎょうせいおよ 宮城県立小松島支援学校の卒業生及びその保護者をもって組織する。
- 2 本校に在籍した児童生徒で転校及び施設入所者で特に希望した者は会員となることができる。

第2条 名称

本会は「(仮称) 小松島支援学校同窓会」と称し、事務局を学校内に置く。

第3条 事業

本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦と連絡提携 (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

第4条 組織

本会に次の役員を置く。

<卒業生>

(1) 同窓生会長 1名

<保護者>

(1) 会長 1 名 (2) 副会長 1 名

(3) 監事 1名

<事務局>

(1)幹事

4名

(2) 会計

1名

※事務局は学校職員で当たる。進路指導部及び総務部が当たる。

第5条で貴選出・委嘱

- 1 同窓生会長、会長及び副会長、監事は総会の承認を経て会員のうちから選出する。
- 2 幹事・会計は会長が委嘱する。

第6条 役員任務

- 1 同窓生会長は同窓生を代表して挨拶をする。
- 2 会長は会を代表し、会を統括整理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 監事は会計を監査し総会に報告する。
- 5 幹事は会員との連絡調整に当たる。
- 6 会計は本会の会計事務に当たる。

第7条 任期

1 役員の任期は2年とする。ただし補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再選されることができる。

第8条 参与及び顧問

- 1 校長は本会の参与とする。
- 2 本会に顧問を置くことができる。

第3章 総会

- 第9条 1 総会は年1回開催する。ただし会長が必要と認めた時は、役員に豁って臨時に開くことがで
 - 2 総会に付議すべき事項は次の通りとする。

 - (1) 事業計画及び予算に関すること (2) 事業報告及び決算に関すること
 - (3) 役員の改選に関すること。
- (4) 会則の改正に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。
- 第10条 役員会は必要に応じて開催する。

第4章 会計

- 1 入会には会費を納入する。卒業時に卒業生及び保護者合わせて1,000円を納入す 第11条 る。また、卒業者勤続表彰のための協賛金1日500円を総会時に募る。
 - 2 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
 - 3 卒業予定者には総会の案内をし、総会の際の参加費のみの納入とする。
 - - 会員の死亡の場合は弔電を打つ。

附則

(施行期日)

1 本会則は平成27年7月25日から実施する。